

# 最 終 報 告 書

「谷保駅、矢川駅及び国立駅北口周辺における  
路上喫煙禁止区域、喫煙場所の指定について」

令和元年10月

駅周辺等喫煙場所に関する庁内検討会

## 1 はじめに

当市では、2014（平成26）年4月1日に「国立市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止並びに路上喫煙等の制限に関する条例」を施行し、市内全域で他人の迷惑となる路上喫煙等を禁止し、あわせて国立駅南口周辺においては喫煙場所を設置するとともに路上喫煙等禁止区域に指定することで、地域の環境美化及び受動喫煙の防止を進め、市民等の安心かつ安全で健康な生活の確保に努めている。

谷保駅及び矢川駅周辺については、2015（平成27）年度中の当検討会の中間報告で喫煙場所設置箇所の具体的な候補地を挙げ、設置に向けて関係機関等と協議を進めていくこととし、また国立駅北口周辺については、喫煙場所設置箇所の具体的な候補地を見出せなかったことから、引き続き検討することとしていたが、いずれの地域でも喫煙所を設けることできていない状況であった。

その後、受動喫煙に対する国内での意識の高まり、国や都の多数の人が利用する施設での望まない受動喫煙を防ぐための法令の整備、市民や国立市議会等の声などを踏まえ、2018（平成30）年度に3回の検討会を開催し、国立駅北口周辺および谷保駅並びに矢川駅における路上喫煙禁止区域及び喫煙場所の指定について検討してきた。検討の結果、路上喫煙等禁止区域を設ける必要があるが、一方で喫煙場所を確保できないため必要最小限の範囲とすることとし、禁止区域(案)を作成し中間報告としてまとめた。

この報告書について、禁止区域(案)の近隣自治会や商店会、関係機関(東京都・JR)への説明およびパブリックコメントを実施し、これらを通じて寄せられた意見を受け2019(令和元)年9月に検討会を開催し禁止区域を再検討・決定したため、ここに報告する。

## 2 路上喫煙禁止区域、喫煙場所の指定についての基本的な考え方

喫煙は、相当の昔から愛好者の嗜好として認められてきた歴史もあり、健康被害を防ぐ観点から喫煙を制限することは必要であるが、その権利の全てを否定することも難しいのが現状である。

そこで、路上喫煙禁止区域の指定にあたっては、吸う人と吸わない人との相互理解のため、できる限り区域内に喫煙場所を設けることが望ましいものと考えられ、また喫煙場所については、喫煙者の利便性が高い箇所である一方で、受動喫煙を防ぐため、通行人や周辺施設利用者等にできる限り喫煙による影響が生じない箇所である方がよいと考えられる。

しかしながら、現在の喫煙場所候補地においては、上記の条件を満たすことが困難であることから、吸う人と吸わない人の相互理解・空間分煙のために路上喫煙等禁止区域を指定する必要があるものの、個別の地域の実情に合わせ範囲を限定して指定するものとする。

### 3 検討会における各駅周辺についての検討経緯

#### (1) 国立駅北口周辺

2015（平成27）年度および2018（平成30）年度の当検討会において国立駅北口周辺で喫煙場所設置の候補地を検討したが、住民等の理解を得ることができる候補地を見出すことができなかった。このため路上喫煙禁止区域については、喫煙場所の確保が困難なため、不特定多数の通行人や周辺施設利用者等への受動喫煙を防ぐための必要最小限度の範囲が適当との結論に至った。

上記の条件を満たす範囲として都市計画上の商業・近隣商業地域を中心として、駅ロータリーから北側は1街区分、西側および東側は駅南北をつなぐ通路までを境界とした下図のような禁止区域(案)を作成した。

なお、国立駅北口の禁止区域(案)の概算面積は約13,900㎡となり、南口の既存禁止区域約189,400㎡を加えた総面積は約203,300㎡となる。

【国立駅周辺禁止区域(案)地図】



## (2) 谷保駅周辺

2015（平成27）年度の当検討会においては谷保駅周辺の喫煙場所について、跨線橋下が最も適していると評価し、当時設置予定であったエレベーターが設置された際に再検討することとしていた。2018（平成30）年度の検討会においては、この跨線橋下を含めた下記の5か所の候補地について設置の可否を検討した。

しかしながら、喫煙場所についてはいずれの候補地も下記の表のとおり課題となる要素があり、現時点では、当該候補地に喫煙場所を設置することについて住民等の理解を得ることが困難であるとの評価となった。このため路上喫煙禁止区域については、喫煙場所の確保が困難なため、不特定多数の通行人や周辺施設利用者等への受動喫煙を防ぐための必要最小限度の範囲を設定することが適当との結論に至った。

上記の条件を満たす区域として、東側および西側・南側を都市計画上の近隣商業地域の境界を境とした街区とし、北側については国立駅周辺禁止区域(案)との乗降客数ベースの面積バランスと街区のバランスを考慮し、下図のような禁止区域(案)を作成した。

なお、谷保駅の1日の乗降客数は国立駅の約0.19倍で、国立駅の禁止区域(案)約203,300㎡の0.19倍である約38,600㎡が駅乗降客数ベースで比較した場合の目安となる面積であり、下図禁止区域(案)は約31,400㎡と目安面積の約0.8倍である。

また北側境界を近隣商業地域の範囲内で1街区分(団地通りまで)延伸した場合の面積は約55,500㎡と目安面積の1.4倍でやや過大となる。

【谷保駅周辺の指定喫煙場所候補地】

項目	ア.跨線橋下	イ.ロータリー北西角	ウ.北口電話ボックス西側	エ.JR用地脇	オ.南口電話ボックス脇
不安要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅入口近接で駅利用者、通行人への影響大</li> <li>・ ホーム近接で駅利用者への影響大</li> <li>・ ベンチ利用者への影響大</li> <li>・ タクシー乗り場近接で利用者への影響大</li> <li>・ 大学通り正面のため景観上の理解困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住居近接で住民への影響大</li> <li>・ 民間事業所近接で利用者への影響大</li> <li>・ バス停近接で利用者への影響大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅入口近接で駅利用者、通行人への影響大</li> <li>・ 電話ボックス近接で利用者への影響大</li> <li>・ 民間事業所近接で利用者への影響大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅入口近接で駅利用者、通行人への影響大</li> <li>・ JR保線管理用地入口近接で、出入の支障大</li> <li>・ 民間事業所近接で利用者への影響大</li> <li>・ JR用地のためJRの対応不明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅入口が近接で駅利用者、通行人への影響大</li> <li>・ 電話ボックス近接で利用者への影響大</li> <li>・ 北口からのアクセスに難あり</li> <li>・ JR用地のためJRの対応不明</li> </ul>
住民等の理解	困難	困難	困難	困難	困難

【谷保駅周辺喫煙場所候補地・禁止区域(案)地図】



### (3) 矢川駅周辺

2015（平成27）年度の当検討会においては矢川駅周辺の喫煙場所について、跨線橋下が最も適していると評価していた。2018（平成30）年度の検討会においては、この跨線橋下を含めた下記の3か所の候補地について設置の可否を検討した。

しかしながら、喫煙場所についてはいずれの候補地もの下表のとおり課題となる要素があり、現時点では、当該候補地に喫煙場所を設置することについて住民等の理解を得ることが困難であるとの評価となった。このため路上喫煙禁止区域については、喫煙場所の確保が困難なため、不特定多数の通行人や周辺施設利用者等への受動喫煙を防ぐための必要最小限度の範囲を設定することが適当との結論に至った。

上記の条件を満たす区域として、東側および西側・南側を都市計画上の近隣商業地域の境界を中心に区切った街区とし、北側については国立駅周辺禁止区域(案)との乗降客数ベースの面積のバランスと街区のバランスを考慮し、下図のような禁止区域(案)を作成した。

なお、矢川駅の1日の乗降客数は国立駅の約0.15倍で、国立駅の禁止区域(案)約203,300㎡の0.15倍である約30,500㎡が乗降客数ベースでの目安となる面積であり、下図禁止区域(案)は約34,700㎡と目安面積の約1.1倍である。

【矢川駅周辺の指定喫煙場所候補地】

項目	①.跨線橋下	②.電話ボックス西側	③.ロータリー内植込み
不安要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅入口近接で駅利用者、通行人への影響大</li> <li>・ホーム近接で駅利用者への影響大</li> <li>・ベンチ利用者への影響大</li> <li>・バス乗り場近接</li> <li>・通行人への影響大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅入口近接で駅利用者、通行人への影響大</li> <li>・ホーム近接で駅利用者への影響大</li> <li>・民間事業所近接利用者への影響大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・花壇を管理している住民の理解が困難</li> <li>・花壇のため整地が困難</li> <li>・北側から駅入口への動線のため通行人への影響大</li> <li>・ロータリー中央のため景観上の理解が困難</li> </ul>
住民等の理解	困難	困難	困難

【矢川駅周辺喫煙場所候補地・禁止区域(案)地図】



#### 4 関係者への説明及びパブリックコメントで寄せられた意見

2018（平成30）年度に当検討会で作成した禁止区域（案）の報告書について、禁止区域（案）近隣の自治会・商店会および関係機関（東京都・JR）への説明とパブリックコメントを実施し、以下のような意見が寄せられた。当検討会では、寄せられた意見を踏まえ、禁止区域について再検討を行った。

○東京都(北多摩建設事務所)

都の管理道路を規制の対象とすることは問題ない。

○東日本旅客鉄道株式会社(市内3駅管理者)

JR管理地に喫煙所を作るような内容でなければ問題ない。

○近隣自治会・商店会、パブリックコメント

【寄せられた意見の内訳と件数】

意見者		自治会 商店会	パブコメ	合計	
件数		14 団体	13 件		
意見内容	①喫煙所 設置希望	喫煙者 権利保護 のため	2 件	0 件	2 件
		分煙・受動 喫煙防止 のため	2 件	2 件	4 件
	②注意喚起・啓発実施	1 件	2 件	3 件	
	③国立駅北口範囲拡大	1 件	3 件	4 件	
	④谷保駅北口範囲拡大	1 件	0 件	1 件	
	⑤谷保駅南口指定希望	0 件	2 件	2 件	
	⑥矢川駅北口範囲拡大	2 件	3 件	5 件	
	⑦矢川駅南口指定希望	0 件	3 件	3 件	
	⑧その他	0 件	2 件	2 件	
合計		9 件	17 件	26 件	

※複数にまたがる意見もあり意見件数と合計は一致しない

## 5 禁止区域に関する検討会の再検討経緯と結論

### (1) 禁止区域の範囲について寄せられた意見

禁止区域の範囲については、拡大を希望する意見が寄せられており、特に国立駅北口・矢川駅北口に対する要望が多く寄せられた。このため、主にこの2地域の禁止区域を拡大するとともに、検討会の案では指定していない谷保駅・矢川駅南口周辺についても指定を要望する意見が寄せられたため、禁止区域に指定することとした。

【禁止区域範囲について寄せられた意見の内訳】

内容	自治会	パブコメ	合計
国立駅北口範囲拡大	1件	3件	4件
谷保駅北口範囲拡大	1件	0件	1件
谷保駅南口指定希望	0件	2件	2件
矢川駅北口範囲拡大	2件	3件	5件
矢川駅南口指定希望	0件	3件	3件
その他	0件	1件	1件

## (2) 国立駅北口周辺

国立駅北口周辺については、北1丁目全域および駅から北に延びる道路ならびに駅東側南北通路から北に延びる道路、北1丁目1番地～3番地の東西道路について区域拡大の要望が寄せられた。

検討会では区域拡大の要望が多く寄せられたことから、禁止区域を拡大することとした。

追加する範囲については、東側は都市計画上の近隣商業地域の境界であることから北1丁目4番地および5番地の東側南北道路を境界とすることとした。また西側は複数の医療機関があること、および国分寺市へ続く歩道がある道路であることから不特定多数の人の往来がある場所として北1丁目7番地と10番地の間の南北道路を境界とし、下図の区域とした。

なお、再検討した国立駅北口の禁止区域の概算面積は約42,200㎡となり、南口の既存禁止区域約189,400㎡を加えた総面積は約231,600㎡となる。

【国立駅周辺路上喫煙等禁止区域図】



### (3) 谷保駅周辺

谷保駅周辺については、北口は団地通りまでの区域拡大の要望が、南口は緑地周辺ならびに住宅地域周辺について区域指定の要望が寄せられた。

検討会では南口の指定の要望が多く寄せられたことから区域を拡大・指定することとし、北口については拡大した場合の禁止区域の面積が過大となるため、見送りとした。

追加する範囲については、特に具体的に要望が挙げられた南口の駅前広場および谷保駅南口緑地周辺を駅至近であり不特定多数の人が集まる場所として禁止区域に指定することとし、天神前踏切から甲州街道までの道を、谷保天満宮へ繋がる参拝客等の不特定多数の人が往来する道路として指定することとし、下図の区域とした。

なお、再検討案における谷保駅の国立駅と乗降客数ベースで比較した目安となる面積は約 44,000 m<sup>2</sup> (国立駅 231,600 m<sup>2</sup> × 0.19 倍) であり、再検討案は約 35,400 m<sup>2</sup> と目安となる面積の約 0.8 倍であり、当初案と比率に変化はない。

また、北口の団地通りまでの近隣商業地域を追加した場合の面積は約 58,800 m<sup>2</sup> で、目安となる面積の 1.3 倍となり喫煙場所を設置できない谷保駅周辺に対して過大であるとの結論に至った。

【谷保駅周辺路上喫煙等禁止区域図】



#### (4) 矢川駅周辺

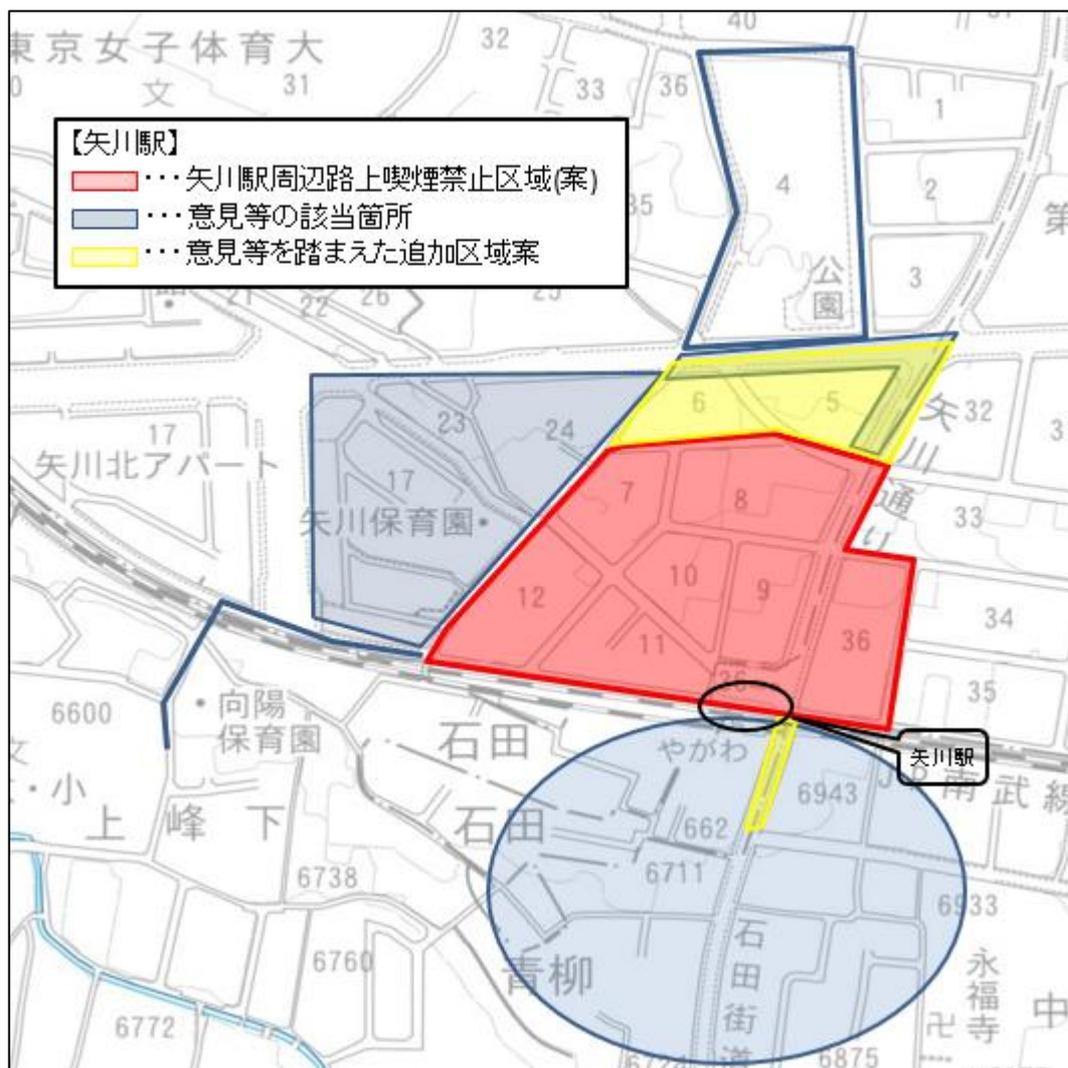
矢川駅周辺については、北口は北側の矢川上公園周辺から矢川通りまで、西側の矢川団地までの範囲および線路沿いについての区域拡大の要望が、南口は南口周辺について区域指定の要望が寄せられた。

検討会では北口、南口ともに区域拡大・指定の要望が多く寄せられたことから区域を拡大・指定することとした。

追加する範囲については、北口は北側境界を近隣商業地域との境界であるさくら通り中央線に変更することとし、矢川通りを延伸し富士見台4丁目5番地・6番地を面で追加することとした。また南口については、飲食店が存在すること、多方面から駅南口へ向かう人の往来が集中する箇所として駅至近である矢川踏切から南側一つ目の信号までの範囲を禁止区域に追加することとした。

なお、再検討案における矢川駅の国立駅と乗降客数ベースで比較した目安となる面積は約34,700㎡(国立駅231,600㎡×0.15倍)であり、再検討案は約43,200㎡と目安となる面積の約1.2倍、当初案比+0.1倍となる。

【矢川駅周辺路上喫煙等禁止区域図】



## **(5) その他**

禁止区域の範囲については、駅を中心とした半径で指定するべきであるとの意見も寄せられたが、個別の地域の実情に合わせ範囲を限定して指定するものとする前提条件のため、個別具体的に範囲を指定するため見送りとした。

また、禁止区域拡大に関する意見のうち、追加指定の対象とならない地域に対する意見については、受動喫煙等の防止等のために現行の条例における禁止行為(ポイ捨てや他人の迷惑となる喫煙)として引き続き対応していくこととした。

## **6 おわりに**

今後は当検討会での検討結果に基づき禁止区域指定に向け庁内外で必要な手続きを進めていくこととする。また実施にあたっては、相応の周知期間を設けるとともに広報活動や委託業者、看板・路面シール設置での周知・啓発の実施など、市民等に向けて十分な周知・啓発を行うものとする。

【駅周辺等喫煙場所に関する庁内検討会委員名簿】

令和元年10月1日現在

役職	氏名	所属等
会長	橋本 祐幸	生活環境部長
副会長	橋本 和美	健康福祉部健康づくり担当課長
委員	黒澤 重徳	政策経営部政策経営課長
	清水 紀明	生活環境部環境政策課長
	中村 徹	生活環境部ごみ減量課長
	立川 浩平	都市整備部南部地域まちづくり課長
	中島 広幸	都市整備部道路交通課長
	中道 洋平	都市整備部富士見台地域まちづくり担当課長

【駅周辺等喫煙場所に関する庁内検討会開催経過】

議題：谷保駅、矢川駅、国立駅北口周辺における喫煙禁止区域、  
喫煙場所の指定に関する検討について

開催回数	開催年月日	検討内容
第21回	平成30年8月28日	①喫煙禁止区域の必要性及び範囲について ②喫煙場所の候補地について
第22回	平成30年10月29日	①喫煙禁止区域の範囲について ②喫煙場所の候補地について
第23回	平成30年12月27日	①喫煙禁止区域の範囲について ②報告書案の確認について
第24回	平成31年2月13日	禁止区域(案)報告書の近隣自治会・商店会、 関係機関への説明についておよびパブリック コメントの実施について
第25回	令和元年9月20日	禁止区域(案)報告書に寄せられた意見と 禁止区域の再検討・決定について